

新型コロナウイルス感染症に対応した 別府市運動・スポーツガイドライン (令和5年5月8日時点)

令和5年5月8日改訂
令和2年5月25日策定
別府市いきいき健康部

はじめに

別府市では、令和5年5月8日付から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更されるため、「別府市運動・スポーツガイドライン」を改訂しました。

つきましては、本ガイドラインの内容を施設管理者や利用者が共有することにより、基本的な感染対策に取り組んでいただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策については、今後の知見の集積及び市内外の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがありますので御留意願います。

5月8日以降の見直し内容

項目		見直し内容
共通事項		<ul style="list-style-type: none">・市営体育施設管理者は本ガイドラインに基づき運営する。・市営体育施設利用者は本ガイドライン及び中央競技団体等が示す制限事項等を遵守する。・利用者のマスク着用は、個人判断に委ねる。・職員のマスク着用は、個人判断に委ねる。・窓口の亚克力板は継続して設置する。・室内の換気は継続して実施する。・利用代表者は確認書及び参加者名簿の作成は廃止する。(令和5年3月13日以降)
屋外体育施設		<ul style="list-style-type: none">・本ガイドラインに基づき通常利用とする。
屋内体育施設	べっふアリーナ、市民体育館、温水プール、ハイパフォーマンスジム別府	<ul style="list-style-type: none">・本ガイドラインに基づき通常利用とする。
	市立小中学校体育館・グラウンド及び夜間照明設備	<ul style="list-style-type: none">・本ガイドラインに基づき通常利用とする。

1 施設の管理者が行う感染防止策について

市営体育施設の再開時の感染防止策について、利用者が施設を安全に安心して利用できるよう、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② こまめな手洗いによる手指洗浄を実施すること。
- ③ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

(2) 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者の入場を制限することも考えられる。）
- ② 人と人が対面する受付場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ③ 受付を行うスタッフのマスク着用は個人の判断に任せること。

(3) 利用者への要求事項

1) マスク等の準備

運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする。

2) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、室内の換気を継続的に行うこと。

(4) 施設管理者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。
（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）。

2) 更衣室、休憩スペース

更衣室や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

① 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。

3) 運動・スポーツを行う施設の環境

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

2 施設の利用者が行う感染防止策について

(1) 利用者が遵守すべき事項

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。

体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

② こまめな手洗いによる手指洗浄を実施すること

③ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

(2) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

① 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

② タオル・ビブスの共用はしないこと

③ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

令和5年5月8日付から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更されるため、新型コロナウイルスの感染症対策の基本的対処方針を変更しました。